

第 31 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート5階 『アリエス』

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件 |

株主総会におけるお土産の配布は取りやめております。ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行
使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年3月25日（水曜日）午後4時まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/4840/>



目 次

第31回定時株主総会招集ご通知	1
議決権の行使方法	3
インターネットによる議決権行使のご案内	4
事業報告	5
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
株主総会参考書類	35

証券コード：4840

2026年3月5日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長 東郷 薫

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しています。いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.triis.co.jp/>

(上部メニューより「企業活動(IR)」 「株式情報」の順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4840/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「トライアイズ」又は当社証券コード「4840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、郵送又はインターネットにより2026年3月25日(水曜日)午後4時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンコート5階 『アリエス』

3. 目的事項

報告事項

1. 第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1)議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対して議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法によりご通知ください。

(2)代理人により議決権行使をされる場合は、代理人ご本人の議決権行使書用紙とともに、①代理権を証する書面(委任状)及び、②株主様の議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書又はパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる書面のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

(5)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりませんので、本招集ご通知1頁に記載のいずれかのウェブサイトをご確認ください。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載の各書類のほか、上記①及び②の事項が含まれます。

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載いたします。

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【お知らせ】

第31回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<https://www.triis.co.jp/>) に掲載いたしますのでご参照願います。



議決権の行使方法

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月26日(木曜日)
午前10時開始



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日(水曜日)
午後4時入力完了分まで



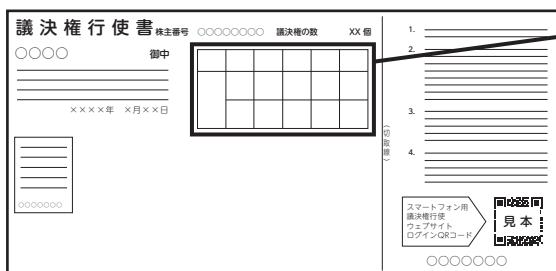
書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月25日(水曜日)
午後4時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

同封紙同
見本
印刷紙

スマートフォン用
議決権行使書
クラブサイト
ログインQRコード

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2・3・4号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

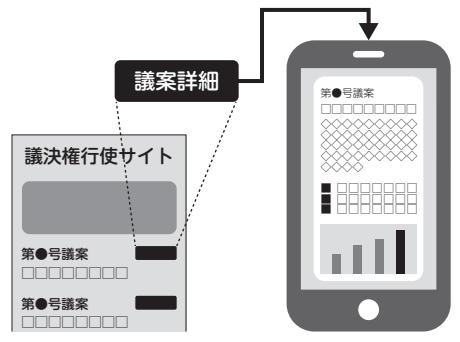
QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

2025年連結会計年度の国内経済は、エネルギー・原材料価格の高騰や物価上昇等の影響があったものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復の動きがみられました。一方、アメリカの通商政策の影響及び物価上昇の継続に伴う個人消費への影響などが国内経済を下押しするリスクとなっております。

当連結会計年度は不動産投資事業における収益物件の売上及び建設コンサルタント事業において売上高が堅調に推移したことを受け、売上高は1,424百万円（前期比48.1%増）と前期を上回る結果となりました。

しかし、沖縄開発プロジェクトの進捗遅延に係る対応により棚卸資産評価損を計上したこと及び建設コンサルタント事業において原価率が相対的に高い案件が多かったことにより、売上総利益は188百万円（前期比54.0%減）と前期より減少する結果となりました。一方、前連結会計年度からの人員増強及びIT投資が一段落した結果、販売費及び一般管理費は393百万円（前期比3.6%減）と前期より減少しましたが、売上総利益の減少を補うには至らず、当連結会計年度は204百万円の営業損失（前期は2百万円の営業利益）と営業損失に転じました。

営業外収益については、海外連結子会社の有償減資を行ったことにより発生した為替差益を含め、為替差益を407百万円計上した結果、461百万円（前期比79.1%増）と前期を大きく上回る結果となりました。営業外費用は、借入金に係る支払利息12百万円等を計上し、24百万円（前期比182.2%増）と前期より増加いたしました。この結果、231百万円の経常利益（前期比7.6%減）となりました。

特別利益は、固定資産売却益等を計上した結果189百万円となりました。特別損失は、保有する固定資産に係る減損損失11百万円及び沖縄開発プロジェクトへの対応として674百万円の貸倒引当金を計上した結果、803百万円となりました。この結果、税金等調整前当期純損失381百万円（前期は250百万円の税金等調整前当期純利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は423百万円（前期は194百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と純損失に転じました。当連結会計年度におけるセグメント別の取組みと業績につきましては次のとおりです。

1)不動産投資事業

不動産投資事業は2016年にハワイにて開始いたしましたが、為替動向及びその他海外投資特有のリスクを考慮した結果、沖縄をはじめとした国内投資に経営資源を振り向けております。ハワイにおける投資事業経験を活かして沖縄においてプール付きヴィラ、レンタカー等の提供を通じて、沖縄を訪れる旅行者に最高の体験を提供するほか、不動産買取販売事業においても収益性の高い物件の獲得及びその

販売に努めております。

当連結会計年度の売上高は収益物件の販売が堅調に推移したことを受け、926百万円（前期比99.8%増）と前期を大幅に上回る結果となりました。しかし、沖縄開発プロジェクトの進捗遅延に係る対応により棚卸資産評価損159百万円を計上したほか、不動産売上増加に伴い仲介手数料などの販売費及び一般管理費は前期より増加しました。この結果、当連結会計年度は65百万円の営業損失（前期は142百万円の営業利益）と営業利益から一転し、営業損失に転じる結果となりました

2)建設コンサルタント事業

建設コンサルタント事業は、ダムの維持管理や長期保全などを目的としたダム長寿命化計画に伴う維持管理・更新業務を中心に受注しました。民間事業においても既設構造物の点検や安全性評価など防災・減災関連業務の受注が増えています。次年度に向けて引き続き防災・減災対策関連業務及びダム、河川、砂防分野の維持管理、設備更新業務等を中心とした継続性の高い業務の受注を獲得しています。また、これまでの受注実績や技術者の経験を活かした業務サポート、業務連携等により協力体制を強化することで、生産性の向上及び受注シェアの拡大を図っています。

当連結会計年度は受注高が当初の予定どおり推移し、完成案件を概ね予定どおり取込めたため、売上高は333百万円（前期比16.5%増）と前期を上回る結果となりました。しかし、原価率が相対的に高い案件が多かったほか、販売費及び一般管理費も前年並みで推移しました。この結果当連結会計年度の営業利益は53百万円（前期比29.0%減）と前期を下回る結果となりました。

3)ファッションブランド事業

ファッションブランド事業について、当連結会計年度においては同事業の中心である濱野皮革工藝(株)の保有する株式をすべて売却し、採算性の改善を図りました。

また、ライセンスビジネスについては、新たなライセンサーを獲得するとともに、既存のライセンサー各社が更に事業発展できるようビジネス面でのサポートに加え、SNSの積極的な配信やフォロー数の拡大など、各種サポートを実施しています。

当連結会計年度の売上高は164百万円（前期比22.1%減）と、前期を下回る結果となりました。しかし、濱野皮革工藝の売却により損失が減少した結果、25百万円の営業利益（前期比67.1%増）と前期より増加する結果となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は1百万円であります。設備投資額は各社の什器備品であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、販売用不動産の購入のため、464百万円を借入により新規に調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	第28期 (2022年12月期)	第29期 (2023年12月期)	第30期 (2024年12月期)	第31期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	千円 721,890	千円 636,103	千円 961,299	千円 1,424,424
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	千円 468,556	千円 102,221	千円 194,782	千円 △423,105
1株当たり 当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	円 60.14	円 13.10	円 24.95	円 △54.20
総資産	千円 6,218,667	千円 5,600,558	千円 5,672,665	千円 4,969,390
純資産	千円 5,328,396	千円 5,149,096	千円 5,226,545	千円 4,362,682
1株当たり 純資産額	円 673.13	円 651.12	円 660.94	円 550.54

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
TRIIS INTERNATIONAL A M E R I C A I N C .	2,269千米ドル	100.00	不動産投資事業
C L A T H A S L L C	1千米ドル	100.00	不動産投資事業
K I P L L C	1千米ドル	100.00	不動産投資事業
(株) クレアリア	100百万円	100.00	建設コンサルタント事業

(注) 前連結会計年度で連結子会社でありました濱野皮革工芸(株)は、当連結会計年度において当社が保有する全ての株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において拓莉司国際有限公司は清算終了となりましたので、連結の範囲から除外しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
(株) クレアリア	東京都千代田区紀尾井町4番1号	1,413	5,702

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

①当社グループの企業理念

当社はトライアイズの3つの『I』を実現し企業価値を高めていきます。

Insight：洞察力 Integriy：誠実 Innovation：革新

具体的には、「物事の本質を見抜く力」(Insight)を磨いて実行し、「誠実で常に正しいことを行なう態度、考え」(Integriy)をもち、「常に新しいことにチャレンジする精神」(Innovation)で業務に邁進します。

②当社グループの経営の基本方針

経営方針

- 1) 顧客本位の技術革新と想像力を重視する企業グループとなる。
- 2) 社会・環境に対し責任ある行動を取りながら、経済的な成功を収める企業グループとなる。
- 3) 従業員に安全で快適な労働環境・成長と学習の機会を提供できる企業グループとなる。
- 4) 全てのステークホルダー、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会等と良好な関係を築く責任を全うする企業グループとなる。

③目標とする経営指標及び財務上の課題

当社は、純粋持株会社として、グループ会社を通じて、これまで①不動産投資事業、②建設コンサルタント事業、③ファッションブランド事業の3本の柱を軸に事業運営を行っております。ここ数年、営業利益ベースでの赤字計上が続いており、営業利益を恒常的に黒字化することが課題となっております。

④中長期的な経営戦略

中長期的な事業の柱として2023年度後半から不動産投資開発事業を据え、買取・再販業務や賃貸業務を強化しております。また、2025年度後半よりM&A並びに資本業務提携等の戦略的提携を重要施策の一つとして位置付け、積極的に収益をあげ、当社の健全性を取り戻していくと同時に、営業利益の継続的な黒字化を課題として捉え実現する体制を整備します。

⑤経営環境及び優先的に対処すべき事業上の課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学リスクの長期化や円安に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、物価上昇による個人消費への影響など、先行き不透明な状況が続いております。当社グループが属する各業界におきましては、不動産投資市場では都市部を中心とした価格の高止まりや、金利動向の変化、建設費の高騰など、投資判断に際してより慎重な見極めが求められる環境となっております。また、ファッションブランド事業ではブランド認知度のさらなる向上と顧客ニーズへの対応、建設コンサルタント事業では慢性的な技術者不足への対応が課題となっております。

このような環境下において、当社グループは持続的な成長と企業価値の向上を目指し、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

①収益性の向上

不動産投資を当社の中核事業と位置付け、国内市場の動向を的確に把握し、買取・再販事業の拡充を最優先事項として推進いたします。具体的には、収益物件や築浅の区分所有物件等を厳選して取得し、概ね6か月から1年程度を目途に付加価値の向上（バリュアアップ）を図った上で売却いたします。このサイクルを継続的に回すことで回収資金を次なる投資へ再投下し、営業利益の増加とともに、売上高営業利益率および自己資本利益率（ROE）の向上を図ってまいります。

②新規事業の探索と事業ポートフォリオの最適化

既存事業の安定成長を図るとともに、将来の収益の柱となる新たな事業機会を柔軟に探索いたします。市場の変化に対応した機動的な投資判断を行い、グループ全体の事業ポートフォリオの最適化を目指します。

③人的資本の充実と組織基盤の強化

持続的な成長を支える基盤として、優秀な人材の確保と育成に注力いたします。教育・研修制度の充実、多様性の受容、働きやすい職場環境の整備に加え、正当かつ透明性の高い評価制度を運用することで、社員一人ひとりが最大限に能力を発揮できる環境を構築し、人的資本の価値向上を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2025年12月31日現在)

当社グループ(当社及び当社の子会社)は、当社(㈱トライアイズ)、子会社4社(TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、CLATHAS LLC、KIP LLC、㈱クレアリア)で構成され、位置付けは次のとおりです。

なお、前連結会計年度で連結子会社でありました濱野皮革工藝㈱は、当連結会計年度において当社の保有する全ての株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において拓利司国際有限公司は清算終了となりましたので、連結の範囲から除外しております。

①不動産投資事業

米国内での不動産投資を子会社のTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っています。国内不動産投資は㈱トライアイズが実施しています。

2023年度以降、国内不動産投資事業の成長を中核に据えて経営資源を配分する方針を掲げております。国内不動産投資の本格展開に向けて2024年6月に宅地建物取引業免許を取得し、投資事業における事業領域として「買取再販事業」「賃貸事業」「開発事業」「地方創生事業」の4つに整理しております。中でも買取再販事業の拡充を重要施策として位置付け、収益性及び資本効率性の向上を通じた企業価値向上を図る方針です。

②建設コンサルタント事業

㈱クレアリアが、ダム・河川等の水関連分野を中心に国・地方自治体等の事業執行を支援しており、防災・減災・国土強靱化に係る需要が高まる中、能登半島地震の復興支援にも参画し、水系インフラを中心とした復興事業に携わっております。

③ファッションブランド事業

ライセンスビジネスを行っております。ライセンスビジネスとは知的財産(特許、著作権、商標など)を所有する企業(ライセンサー)が、他の企業(ライセンシー)にその使用を許可し、対価として使用料を得るビジネスモデルであり、当社では「CLATHAS」ブランドを中心にライセンスビジネスを展開しております。ライセンス事業については、㈱トライアイズが実施しています。

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

㈱ ト ラ イ ア イ ズ	本 社：東京都千代田区
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	本 社：米国ハワイ州
㈱ ク レ ア リ ア	本 社：東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
建 設 コ ン サ ル タ ン ト 事 業	6 (3) 名	2 (-) 名
フ ァ ッ シ ョ ン ブ ラ ン ド 事 業	1 (-)	△18 (△2)
不 動 産 投 資 事 業	1 (-)	- (-)
そ の 他 投 資 事 業	1 (-)	- (-)
全 社 (共 通)	4 (2)	- (△1)
合 計	13 (5)	△16 (△3)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
7 (2) 名	△1 (△1) 名	49歳	4.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社セゾンファンデックス	464,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 47,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,300,000株 |
| ③ 株主数 | 11,663名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
チャレンジ2号投資事業組合	963,500株	12.34%
池田有希子	827,300株	10.59%
FOU JOHN CHI CHONG	500,000株	6.40%
DBS BANK LTD 700170	414,000株	5.30%
サンシャインG号投資事業組合	320,200株	4.10%
サンシャインH号投資事業組合	237,000株	3.03%
サンシャインF号投資事業組合	233,400株	2.99%
トリリオン投資事業有限責任組合	226,300株	2.89%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860株	2.74%
竹林義則	137,600株	1.76%

- (注) 1. 当社は、自己株式を495,218株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
3. 当社として実質所有が確認できたチャレンジ2号投資事業組合とFOU JOHN CHI CHONGの所有株式数については合算 (名寄せ) しておりますが、その他については、株主名簿の記載どおりに記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年12月31日現在）

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役(監査等委員を除く)	取締役(監査等委員)
2014年4月15日の取締役会(第4回株式報酬型新株予約権)	20個	普通株式 2,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2014年5月17日 至2044年5月16日	(注)1.	0個	20個 (1名) (注)3.
2015年4月15日の取締役会(第5回株式報酬型新株予約権)	10個	普通株式 1,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2015年5月18日 至2045年5月15日	(注)1.	0個	10個 (1名) (注)3.
2016年4月15日の取締役会(第6回株式報酬型新株予約権)	10個	普通株式 1,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2016年5月17日 至2046年5月16日	(注)1.	0個	10個 (1名) (注)3.
2016年4月15日の取締役会(第14回新株予約権)	10個	普通株式 1,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	321円	自2018年5月17日 至2026年5月15日	(注)2.	10個 (1名) (注)4	0個
2017年4月17日の取締役会(第15回新株予約権)	10個	普通株式 1,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	331円	自2019年5月16日 至2027年5月14日	(注)2.	10個 (1名) (注)4	0個
2018年4月16日の取締役会(第16回新株予約権)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	354円	自2020年5月16日 至2028年5月15日	(注)2.	40個 (2名) (注)5	0個
2019年4月15日の取締役会(第10回株式報酬型新株予約権)	50個	普通株式 5,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2019年5月17日 至2049年5月16日	(注)1.	50個 (1名) (注)4	0個

(注) 1. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。

(ii) 新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できる。

(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。

2. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。

(ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した時点以降、新株予約権者は未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、同時点において未行使の本新株予約権全部を放棄するものとし、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継しないものとする。

3. 取締役(監査等委員)保有分のうち、1名の者については新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付

与されたものであります。

4. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。
5. 取締役2名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	東郷 薫	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.取締役 (株)クリアリア取締役
取締役	上嶋 悦男	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役 (株)クリアリア監査役
取締役	松本 浩司	(株)クリアリア取締役
取締役	土屋 好子	ライセンスブランドリーダー
取締役 (監査等委員)	西村 利行	
取締役 (監査等委員)	佐藤 直子	新都市総合法律事務所パートナー 学校法人東京純心女子学園監事
取締役 (監査等委員)	植頭 隆道	UGS アセットマネジメント株式会社 代表取締役 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 西村利行氏、佐藤直子氏及び植頭隆道氏は社外取締役です。
2. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役 (監査等委員) 西村利行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年12月15日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の個人別の報酬等内容にかかわる決定方針を2024年1月1日改定施行にて決議しております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 役員賞と並びに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

役員賞とは、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益(連結)、および経常利益(連結)の予算に対する達成度合いに応じて算出して毎年12月に支給します。ただし、最終的に当期純損失となることが明らかな場合には役員賞とは支給しません。

非金銭報酬は、株主の皆様との価値共有、並びに中長期的な企業価値向上及び株価上昇に対するインセンティブの付与の観点から、ストックオプションを交付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行います。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、営業利益(連結)、経常利益(連結)を100%達成した場合、基本報酬：役員賞：ストックオプションの比率はおよそ70%前後：15%前後：15%前後となります。

また、営業利益(連結)、および経常利益(連結)が当初の予測を超えた場合、役員賞を増額することになるため、役員賞の比率が相対的に増加することとなります(凡そ40%)。役員報酬の相対的比率の増加を受け、基本報酬及びストックオプションの相対的比率は低下します。

また、営業利益(連結)、および経常純利益(連結)が当初の予測を下回った場合には役員賞の比率は相対的に低下します。ストックオプションについては経常利益(連結)が当初の予測を超えた場合、一定のルールの下で支給します。ただし、最終的に無配となることが明らかな場合にはストックオプションは支給しません。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長東郷薫氏がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、ストックオプションは取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

また代表取締役社長は基本報酬、および役員賞与の配分方法について、決定プロセスや考え方を取締役会において報告することとします。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	31	31	—	—	4
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	10	10	—	—	3
合 計	41	41	—	—	7

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2024年3月28日開催の第29回定時株主総会において、年額80百万円以内(ただし使用人分給与を含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)は4名です。
さらに別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)は4名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。また別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式で、割当ての際の条件等は「② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりです。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額としています。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役（監査等委員）佐藤直子氏は、新都市総合法律事務所パートナー及び学校法人東京純心女子学園監事を兼務しております。当社と、新都市総合法律事務所及び学校法人東京純心女子学園との間には特別の関係はありません。

ロ. 取締役（監査等委員）植頭隆道氏は、UGSアセットマネジメント株式会社代表取締役及びヘッジファンド証券株式会社代表取締役を兼務しております。当社と、UGSアセットマネジメント株式会社及びヘッジファンド証券株式会社との間には特別の関係はありません。

2. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 西村利行	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。取締役会において金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 佐藤直子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。取締役会において弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 植頭隆道	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。豊富な投資経験と金融市場における専門的知見を活かし、当社の成長戦略や資本政策について、株主価値向上の観点からの確かな発言を行っております。また、監査等委員会において、リスクマネジメントの観点から、投資判断や財務戦略に関する提言を積極的に行うとともに、経営の透明性確保に向けた建設的な意見を適宜発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 城南監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人城南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は2百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としています。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の内容は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款及び各社内規則・規程を遵守して業務執行を行うための規範として、トライアイズグループ企業理念及び経営基本方針を定める。

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規則・規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。管理部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。同委員会は法令・定款・諸規則・諸規程の遵守状況の監視をするとともに、関連規程を整備し、研修等を通じて全役職員にコンプライアンス意識を周知及び徹底する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令・定款・諸規則・諸規程の遵守状況、その他コンプライアンスに関する重要な事項、内部統制の整備及び運用状況を定期的に、また必要に応じて随時取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規則・規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の部門長その他部門責任者は、各部門のプロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を把握し、定期的に当該事業に内在するリスクの抽出及び評価を行う。その上で、当該リスクへの対応策を、代表取締役、業務執行取締役及び管理部長で構成される経営会議に上程する。

経営会議は、係る事項についての対応策を審議・決定し、当該対応策の実施を監督するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

また、当社におけるリスク管理の状況を定期的に、また必要に応じ随時取締役会に報告する。

新たに生じたリスク又は高いリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとと

もに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、各部門の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、業務執行取締役及び管理部長で構成する経営会議のなかで、グループ各社の経営に関する重要な事項を協議及び検討し、適正な業務執行とともに、そのスピードアップを図る。

経営会議は、各種社内規程の運用状況を検証し、適宜これを見直し、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、各子会社の取締役が出席するグループの経営会議において、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、各社の経営状況を把握し、また目標管理と進捗状況の確認を行って、必要な指示指導を行う。

(ロ) グループ会社すべてに適用されるコンプライアンス・リスク管理に係る規定を整備し、子会社においても当社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

(ハ) 子会社の取締役を当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

(ニ) 取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに内部監査室及び法務・コンプライアンスグループに報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査対象とし、法令又は定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査等委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき組織として、管理部門または内部監査室がこれを担当する。監査等委員会がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するとともに、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査等委員会へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規程を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、管理部門において審議のうち、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査等委員会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。
- 取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。
- ⑪ 内部監査室による業務の適正を確保するための体制
- 当社は、内部管理体制全般を独立的な立場で監査するために代表取締役直属の組織として、内部監査室を設置する。内部監査室は業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス等の遵守状況について、定期的、または臨時で監査を行う。内部監査室の指摘に対して被監査部門は必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図るとともに内部監査室は最終結果を監査等委員会及び代表取締役に報告する。内部監査に基づく改善・是正措置については、代表取締役が指示・監督し、必要に応じ監査等委員会とも協議する。内部監査室は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。

⑫ 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対応できる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を16回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役会規程」、
「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・リスク管理規程」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを抽出及び評価し、適切な対応を行っております。

④ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、管理部が各子会社を管理指導しております。毎月開催する取締役会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、監査等委員会を14回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,728,558	流 動 負 債	591,198
現金及び預金	3,293,279	支払手形及び買掛金	2,363
受取手形及び売掛金	7,490	1年内返済予定の長期借入金	464,000
販売用不動産	1,228,727	未払法人税等	15,818
仕掛品	110,510	賞与引当金	6,561
その他	88,551	役員賞与引当金	1,040
固 定 資 産	240,831	受注損失引当金	71
有 形 固 定 資 産	119,588	前受金	46,740
建物及び構築物	3,516	その他	54,604
土地	115,195	固 定 負 債	15,509
その他	875	繰延税金負債	1,962
無 形 固 定 資 産	4,093	資産除去債務	13,546
ソフトウェア	2,663	負 債 合 計	606,708
その他	1,430	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	117,150	株 主 資 本	4,245,414
投資有価証券	36,657	資本金	100,000
繰延税金資産	17,755	資本剰余金	4,681,645
長期未収入金	680,809	利益剰余金	△335,861
その他	130,811	自己株式	△200,369
貸倒引当金	△748,882	その他の包括利益累計額	51,498
資 産 合 計	4,969,390	為替換算調整勘定	51,498
		新 株 予 約 権	65,769
		純 資 産 合 計	4,362,682
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,969,390

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	1,424,424
売上原価	1,235,557
販売費及び一般管理費	188,867
営業外損	393,811
営業外収	204,944
受取替	38,354
未払配当金	407,628
投資有価証券の	2,581
除算	838
斥金	12,021
他	461,422
営業外費用	12,162
支払	1,337
不動産	8,506
支払	2,700
その他の	24,707
経常利益	231,771
特別利益	172,588
固定資産売却益	1,445
新株予約権	15,811
関係会社清算	189,845
特別損失	17
固定資産除却	11,783
減損	17,116
固定資産売却	99,838
関係会社株式売却	674,539
貸倒引当金繰入	803,295
税金等調整前当期純損失	381,678
法人税、住民税及び事業税	56,762
過年度法人税等	△17,241
法人税等調整額	1,905
当期純損失	423,105
当親会社株主に帰属する当期純損失	423,105

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	4,681,645	87,243	△199,852	4,669,037
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△423,105		△423,105
自己株式の取得				△517	△517
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△423,105	△517	△423,622
当 期 末 残 高	100,000	4,681,645	△335,861	△200,369	4,245,414

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	490,293	490,293	67,214	5,226,545
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△423,105
自己株式の取得				△517
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△438,795	△438,795	△1,445	△440,240
当 期 変 動 額 合 計	△438,795	△438,795	△1,445	△863,863
当 期 末 残 高	51,498	51,498	65,769	4,362,682

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,975,063	流 動 負 債	694,294
現金及び預金	2,664,524	買掛金	3,094
売掛金	16,599	1年内返済予定の長期借入金	464,000
販売用不動産	1,228,727	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	50,000
前払費用	5,486	未払金	17,393
その他	59,725	未払費用	105,688
固 定 資 産	1,727,608	未払法人税等	605
無形固定資産	983	預り金	4,008
商標権	983	賞与引当金	1,200
投資その他の資産	1,726,624	その他の 固定負債	975,509
投資有価証券	0	関係会社長期借入金	960,000
関係会社株式	1,670,153	繰延税金負債	1,962
長期未収入金	680,809	資産除去債務	13,546
破産更生債権等	8,420	負 債 合 計	1,669,803
その他	50,200	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△682,960	株 主 資 本	3,967,098
資 産 合 計	5,702,671	資本金	100,000
		資本剰余金	4,681,645
		資本準備金	12,002
		その他資本剰余金	4,669,643
		利益剰余金	△614,177
		その他利益剰余金	△614,177
		繰越利益剰余金	△614,177
		自己株式	△200,369
		新株予約権	65,769
		純 資 産 合 計	4,032,867
		負債及び純資産合計	5,702,671

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,028,579
売上総利益	955,321
一般管理費	73,257
営業外損失	291,168
営業外収益	217,911
受取利息	1,848
為替差益	407,628
未払配当金除斥益	2,581
投資有価証券清算分配金	838
その他	3,422
営業外費用	416,318
支払利息	33,996
不動産賃借原価	1,497
支払手数料	8,506
その他	2,002
経常利益	46,002
特別利益	152,403
新株予約権戻入益	1,445
関係会社清算益	206
特別損失	1,652
固定資産除却損	0
減損損失	11,481
固定資産売却損	3,942
関係会社株式売却損	155,448
貸倒引当金繰入額	674,539
税引前当期純損失	845,411
法人税等	691,355
法人税等調整額	1,210
法人税等調整額	1,670
当期純損失	2,880
当期純損失	694,235

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	100,000	12,002	4,669,643	4,681,645	80,058	80,058
当 期 変 動 額						
当 期 純 損 失					△694,235	△694,235
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△694,235	△694,235
当 期 末 残 高	100,000	12,002	4,669,643	4,681,645	△614,177	△614,177

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△199,852	4,661,852	67,214	4,729,066
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△694,235		△694,235
自己株式の取得	△517	△517		△517
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,445	△1,445
当 期 変 動 額 合 計	△517	△694,753	△1,445	△696,199
当 期 末 残 高	△200,369	3,967,098	65,769	4,032,867

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライアイズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアイズの2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月27日

株式会社トライアイズ監査等委員会

監査等委員 西村利行 ㊟

監査等委員 佐藤直子 ㊟

監査等委員 植頭隆道 ㊟

(注) 監査等委員西村利行、佐藤直子、並びに植頭隆道は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金のうち614,177,423円を繰越利益剰余金に振替、欠損填補に充当したいと存じます。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

(1)減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 614,177,423円

(2)増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 614,177,423円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	<p>【新任】</p> <p>岩尾 俊兵 (1989年4月19日生)</p>	<p>2013年8月 株式会社理論経営設立 代表取締役社長 2018年9月 株式会社マインドシフト監査役 2020年6月 CHFホールディングス株式会社監査役（現任） 2021年3月 一般社団法人日本生産管理学会理事（現任） 2022年4月 株式会社ドリーム・アーツ取締役 2022年4月 慶應義塾大学商学部准教授（現任） 2023年10月 特定非営利活動法人組織学会評議員（現任） 2024年11月 THE WHY HOW DO COMPANY株式会社代表取締役社長</p> <p>(重要な兼職の状況) 慶應義塾大学商学部准教授</p>	0株
	<p>(選任理由)</p> <p>同氏は、経営戦略論・経営組織論等を専門とする経営学者として慶應義塾大学商学部准教授を務めているほか、経営実務家として東証スタンダード上場企業を含む複数企業の代表取締役社長を務め短期間での企業再建・組織変革を実現してきました。弊社の中長期的な企業価値向上を牽引する上で、当社の再成長戦略および組織力強化においてこれらの知見を保持する同氏が取締役として適任と判断し、選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	【新任】 <small>こばやし なおき</small> 小林 尚生 (1 9 9 1 年 1 月 2 4 日 生)	2014年4月 株式会社FiNC Technologies 2023年3月 株式会社Ridge Bull設立 代表取締役(現任) 2023年4月 東京大学 田中謙司研究室 学術専門職員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社Ridge Bull 代表取締役	0株
	(選任理由) 同氏は、東京大学工学部卒・同大学院情報理工学系研究科在籍からテクノロジー系ベンチャー企業の立ち上げに関与したほか、データサイエンティスト/人工知能エンジニアとして、JAXAとの共同プロジェクト立ち上げや、省電力制御システム、OTCレコメンドシステム、健康管理アプリ、ホテル予約サイト、AI音声電話システムの開発など数多くの技術実装実績や、M&A後の企業統合の経験等も有しております。当社の人工知能システム開発や基幹システム革新など技術的な企業革新を牽引する存在として適任と判断し選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	【新任】 あさだ しゆんいち 浅田 俊一 (1949年3月22日生)	1972年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2000年6月 同行執行役員市場企画室長 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員 2004年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役 2005年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長内部監査部門長 2007年6月 東京リース株式会社代表取締役副社長 2008年4月 同社代表取締役社長 2009年4月 東京センチュリーリース株式会社(現東京センチュリー株式会社)代表取締役社長 2020年4月 同社代表取締役会長 2022年6月 同社取締役 2024年6月 株式会社筑邦銀行社外取締役(現任)	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、みずほフィナンシャルグループ取締役副社長内部監査部門長、東京センチュリー株式会社代表取締役社長・会長等をはじめ数多くの要職を歴任し、事業会社経営の知見を有しております。これらの経験を基に、監査等委員として独立した立場から取締役会の意思決定を監督し、当社の内部統制及びリスク管理体制の高度化を通じた持続的成長に貢献いただくため、選任をお願いするものです。			
2	うえづ たかみち 植頭 隆道 (1979年6月23日生)	2002年4月 K O B E 証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社) 2009年8月 リードオフマネジメント株式会社 代表取締役 2010年3月 U G S アセットマネジメント株式会社 代表取締役(現任) 2011年3月 ヘッジファンド証券株式会社 取締役 2013年7月 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役(現任) 2024年3月 株式会社トライアイズ社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) U G S アセットマネジメント株式会社 代表取締役 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役	0株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は長きにわたり証券業界に籍を置き、資本市場の動向に精通しております。同氏は、2013年にヘッジファンド証券株式会社の代表取締役に就任し、前年まで赤字であった同社を立て直し黒字化した実績もあり、当社の企業価値の向上、及び株価の向上に向けて同氏の知見や経験を当社の監査等に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。			

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 社 株 式 の 数
3	【新任】 し ゃ や ゆ ゃ 澁 谷 遊 野 (1987年9月9日生)	2019年4月 東京大学大学院情報学環特任助教 2022年1月 東京大学空間情報科学研究センター准教授 2024年4月 東京大学大学院情報学環准教授（現任） (重要な兼職の状況) 東京大学大学院情報学環准教授	0株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、東京大学大学院情報学環准教授として情報理工学・計量社会科学領域の専門性を有し、研究活動を通じて高度な分析力と客観的・独立した工学・科学的姿勢を培ってきました。こうした学術的な知見を活用し、監査等委員として、デジタル・情報セキュリティを含む経営リスクの把握、内部統制の有効性検証、取締役会の監督機能強化等に貢献いただくことを目的に、当社の持続的成長と企業価値向上に資する適任者と判断し選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。		

- 注) 1.浅田俊一氏、植頭隆道氏及び澁谷遊野氏は社外取締役候補者であります。
- 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3.植頭隆道氏の当社社外取締役(監査等委員)在任期間は、本総会終結時をもって2年となります。
- 4.当社は、浅田俊一氏及び澁谷遊野氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です。
- 5.当社は、植頭隆道氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、浅田俊一氏、澁谷遊野氏についても選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

2024年3月28日開催の第29回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された田口泰一氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

補欠の監査等委員である取締役の就任する順序につきましては、萩尾幸司氏を第1順位とし、境美帆氏を第2順位といたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴の状況 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	萩尾 幸司 (1975年6月16日生)	2001年4月 最高裁判所司法研修所入所 2002年10月 第二東京弁護士会登録 2002年10月 TMI総合法律事務所入所 2008年11月 London School of Economics and Political Science 修士号 (Master of Laws) 取得 2010年1月 ボストン コンサルティング グループ入社 2020年1月 同社マネージング・ディレクター&パートナー 2025年10月 NEXAGE法律事務所パートナー弁護士 (現任) (重要な兼職の状況) NEXAGE法律事務所パートナー弁護士	0株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、弁護士として企業法務・コンプライアンス領域における豊富な実務経験を有するとともに、London School of Economics and Political Scienceへの留学を通じて国際的な知見を培っております。さらに、ボストン・コンサルティング・グループにおいてマネージング・ディレクター&パートナーとして企業変革やガバナンス高度化に携わるなど、経営戦略面の専門性も備えております。同氏の法務と経営の双方に跨る知見・経験は、監査等委員としての監督機能の実効性向上、ならびに当社の持続的成長と企業価値向上に資するものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。			

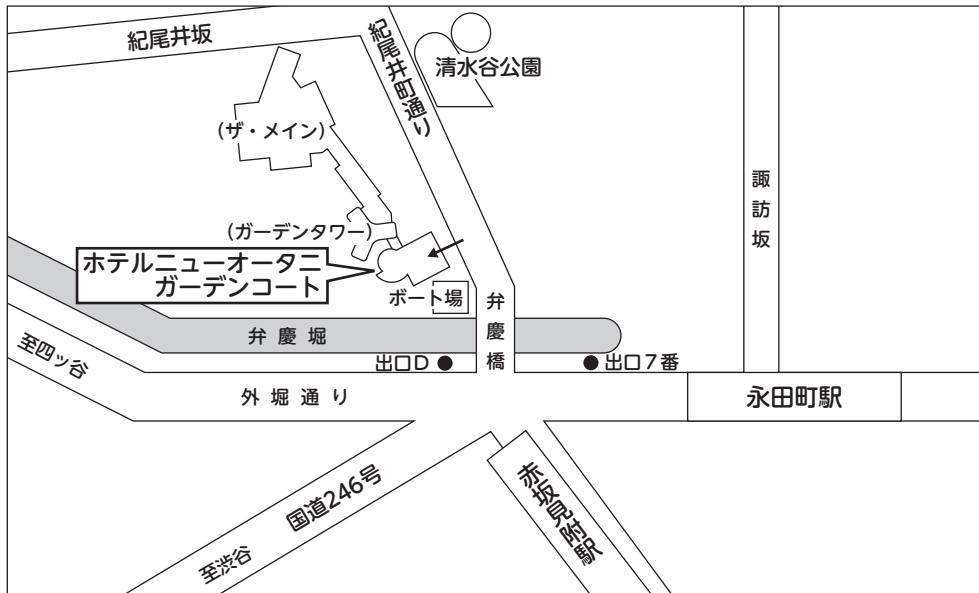
候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	(重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 株式の数
	さかい みほ 境 美帆 (1991年6月22日生)	2015年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2021年6月 株式会社TORIHADA入社 2021年6月 PPP STUDIO株式会社 統括 2024年10月 株式会社unlock.lyヴァイスプレジデント (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社unlock.lyヴァイスプレジデント	0株
2	(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、事業会社において経理・財務・税務等のバックオフィス業務に従事し、予算管理、決算、内部統制など企業運営の基盤領域に関する知見を培ってきました。加えて、組織統括や対外的な情報発信に関わる実務経験を有し、事業の実態を踏まえたリスク把握と牽制機能の発揮が期待されます。監査等委員として、法令・定款遵守の観点から業務執行を監督し、内部統制の整備・運用の有効性確保と透明性の高いガバナンス体制の強化に寄与いただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により監査等委員である社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 萩尾幸司氏及び境美帆氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、萩尾幸司、境美帆氏が就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定です
4. 萩尾幸司氏及び境美帆氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円又は法令の定める額のいずれか高い金額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート 5階 『アリエス』



- (交通) ①東京メトロ半蔵門線・有楽町線・南北線 永田町駅(出口7番)から徒歩3分
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅(赤坂地下道出口D 紀尾井町方面)から徒歩3分

弁慶橋を渡り、ガーデンコート1階エレベーターホールまでお進みいただき、5階宴会会場までお上がりください。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場(有料)の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。